

高知城（高知公園）でイベントを行う場合

許可の条件

- (1) 行事の実施に際しては、観光客、通行者等の妨げにならないこと
- (2) この許可により、いかなる権利も生じないものであること
- (3) 行事の実施にあたっては公園管理事務所職員の指示に従うこと
- (4) 県において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、この許可を取り消し、又は、変更することがあること。
なお、この場合において生じた損失は、県はこれを補償しない。
- (5) 暴力団関係者であることが判明したときは、許可を取り消し、又は変更することがあること。
- (6) 使用許可に係る業務において、暴力団員等による不当要求行為等を受けたときは、県に報告を行うとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (7) その他全て県の指示に従うこと。



申請手順



- ①開催日の**1ヶ月前まで**に「都市公園内行為許可申請書」及び「高知県収入証紙（必要な広告出展料分を様式に貼付したもの）※」を歴史文化財課に提出（持参、郵送等）してください。
※イベントの概要が分かる企画書、図面等を併せてご提出ください。
※テント等の工作物を設置する場合は別途「都市公園内占用許可申請書」の提出が必要です。

- ②許可となりましたら、県から許可書を郵送します。（※城内での車両の通行が必要な場合は、事前に高知城管理事務所に相談してください。）

イベントの実施（許可書の携行は不要）

※広告出展料、占用料について

行為の許可を受ける者は、広告出展料を納付しなければなりません。以下を参考に必要な額を納付してください。県の収入証紙は、県庁の生協売店等で購入することができます。（工作物の設置がある場合は、併せて占用料の納付も別途必要です。）

計算単位	広告出展料/占用料
許可面積 1 平方メートル	日額 20円

※1平方メートル未満のものは、1平方メートルとして計算。
※広告出展料、占用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、10円に切り上げ。

【計算例】

- 演奏会の実施、399.2㎡使用、1日、テント設営（20㎡）
 - ・広告出展料
 $20円 \times 400㎡ \times 1日 \times 1.1 = 8,000円$ → **8,000円分の収入証紙が必要**
 - ・占用料
 $20円 \times 20㎡ \times 1日 \times 1.1 = 440$ → **県から送付される納入通知書による納付が必要**